

ちよだ区議会だより

神田警察通り特集号

# に書かれなかつた 2つの事実!?

令和4年11月16日に発行・全戸配布された「ちよだ区議会だより臨時号(神田警察通り特集)」について、事実と異なる箇所がありましたので、区民の皆さまにお伝えします。お手元の区議会だより臨時号と比べてご覧ください。



## 神田警察通りの街路樹を守る会

東京神田の街の顔であり、文教の歴史をもつ#神田警察通り。その美しい街路樹を守るための沿道住民の会です。#神田 #街路樹 #千代田区 #神田警察通り街路樹伐採に反対

Twitter



署名サイト



## 1 住民監査請求中に2本伐採の事実

- ・令和4年(2022年)4月21日、住民20名が工事の締結に関する住民監査請求を提出
- ・区は工事を停止せず、審議結果が出る前の4月27日未明に2本のイチヨウを伐採

## 2 住民による訴訟進行中の事実

- ・令和4年(2022年)7月11日、住民10名が住民監査請求棄却後に区を提訴  
「本来実施すべき意見公募等をせず、住民の意見吸い上げ・周知が不十分だった」
- ・更に同年8月8日、別の住民が区を提訴  
「住民合意をとらず、健全な木を「枯損木」とするなど、虚偽の説明を基に議決→工事契約は無効」
- ・臨時号では「住民監査請求の却下」のみ記載し、終わったことに。実際は司法の判断を待っている状況

樹齢50年超のイチヨウを残した道路整備で  
人と環境に優しい街を実現したい!!

### イチヨウを残しても バリアフリー化は可能

イチヨウを残しても道路整備(バリアフリー化)は可能です。隣のI期区間で実績があります。



### 都心こそ緑が大事 熱中症対策にも

専門家の調査によるとイチヨウの緑陰により、夏場の路面温度を20度近く下げることができます。地面から近い子どもや車イスの方にとって、木陰は熱中症から守ってくれる貴重な存在です。

### 知ったのは議決のあと 適切な情報公開を

区は元々イチヨウを残す方針でした。方針が変更され、住民が伐採されることを知ったのは、議決後。反対することもできませんでした。適切な情報公開と住民合意が必要です。





# 神田警察通り “本当”の経緯

区議会だより  
には載って  
いない

平成 25 年 3 月  
2 月  
10 月  
平成 30 年 7 月  
12 月  
平成 31 年 3 月  
令和 2 年 3 月  
7 月  
12 月  
令和 3 年 9 月  
12 月  
令和 4 年 1 月 8 日  
4 月 9 日  
4 月 13 日  
4 月 21 日  
4 月 27 日  
5 月 15 日  
7 月 11 日  
8 月 8 日  
11 月 16 日

「神田警察通り沿道にぎわいガイドライン」策定  
Ⅰ期(共立学園エリア)・Ⅱ期(学生会館・博報堂のエリア)を歴史・学術  
ゾーンと位置づけ、「既存のイチョウ並木の保全・活用」と明記

Ⅰ期工事」契約議決、イチョウ伐採して道路整備へ

街路樹保存を求める陳情が相次ぐ  
⇒イチョウを保存して整備する計画へ変更

イチョウを残したままⅠ期工事完了

14 回協議会「Ⅱ期において街路樹を残すことはできない」  
と担当課長。それを前提に勉強会が行われる

Ⅰ期工事の反省を踏まえ「千代田区道路整備方針」策定  
「協議会を基本としつつも、計画の早い段階から沿道住民、  
障害者など多様なご意見をお聞きする。」

住民アンケート実施(誘導的なアンケート、近隣住民で配布  
されてない世帯あり、配布数 4,704、回答率 14.5%)

学識経験者の意見聴取  
「保存最優先」と述べた意見が歪められたとの報道

Ⅱ期工事のイチョウ伐採方針を決定  
(神田警察通り沿道整備推進協議会)

「Ⅱ期工事」契約議決  
(道路整備に伴い、イチョウを伐採し陽光桜へ植え替え)

工事看板等で、沿道住民がイチョウ伐採を知る

住民の求めにより、区が住民説明会を開催  
その後、車椅子の住民 4 名をはじめ、街路樹保存を求める陳情 4 件

伐採を進めたい住民と反対する住民で話し合いを実施

区がイチョウ伐採の着工方針を住民に通知

住民 20 人が住民監査請求(⇒6 月 17 日に棄却)・・・①

住民監査請求中、区が 2 本のイチョウを伐採

住民による住民監査請求(⇒7 月 14 日に棄却)・・・②

①の棄却を受け、住民が区を提訴

②の棄却を受け、住民が区を提訴

議会多数派のみによる「議会だより臨時号」発行を強行

元々はイチョウを残す  
方針でした

Ⅰ期はイチョウを残したまま整備され  
たため、Ⅱ期も当然同じと考えてい  
ました

健全な樹木と診断されていたのに、  
「倒木の恐れあり」と説明されてい  
ました

区は住民の意見をよく聞くルール  
を作りましたが、協議会の議事録は  
10 年にわたり公開されず、説明会  
もありませんでした

議会・事業者に「住民の  
合意がある」と説明した  
のは誤りです

区長は話し合いを一回  
だけで打ち切りました

これ以降、住民による  
見守りが始まります

11 月 8 日、住民訴訟の第一回裁判に  
て、「住民の想い」が述べられました

税金のムダ遣い 45,000 部、  
約 78 万円



伐採された 2 本のうちの 1 本

## 住民の想い

※551 名の方に賛同の署名を頂きました。(2022 年 7 月 15 日時点)



祖父の代から古書店を営んでい  
ます。私たちは、樹木の専門家でも、  
環境活動家でもなく、ごく一般の区  
民です。ほんの数ヶ月前までは住民  
訴訟制度も知りませんでした。で  
も、黙ってはいただけなかったのです。



私たちは「木だけを守り  
たい」ではありません。  
この街に住む人とふるさ  
とも守りたいのです。

今回のような区の不当な手続きが  
看過されれば、区は住民の合意な  
しに何でも押し進めて良いことにな  
ります。今の千代田区の「まちづ  
くり」に住民は不在です。住民参加  
型のまちづくりが必要です。

